

年前也、吉利死丹の宗如此の處、切支丹と書改之、常憲院殿綱○吉御諱之字を憚て改之。

〔憲教類典一之十〕元文二丁巳五月廿八日

○德川

吉

御諱之字を憚て改之。

竹千代様○重幼名家と奉稱候ニ付、竹之字之名者改可申事候、尤何レも心付可申儀ニ而者御座候、へども、大目付心得物語申候儀、本多中務大輔殿被仰聞候、苗字抔者替不及申儀者勿論に御座候、右之段御觸ニ而者無之寄々御物語通達申候趣之事、

〔嘉永明治年間錄〕嘉永五年九月朔日、將軍家十二男長吉郎君生ル、

長吉郎御母於口の方、杉三之丞養女、實は紀伊殿家老水野土佐守娘也と云ふ、此時人名、長の字を諱べき旨觸達あり、

〔飯山文存〕伴林光平傳

伴林光平、稱六郎河内志紀郡人、初爲一向僧、名周永、年十八、聞近江僧大觀在大和、往師之、觀沒後、到京師學儒、一日舟下淀川、舟中有因幡客粗通國學、永與之論佛言、屈論儒亦屈、乃請爲弟子、客以其僧難之、固請、客曰、盟而後可、曰舟中倉卒、何以爲盟、請改名光平可乎、蓋光字爲本願寺世諱、一向僧不敢犯也、客奇而許之、

〔古今要覽稿姓氏〕爲字不成

文書の内、御諱の字にあへば、其字を書しながら闕畫して、他字に替るに及ばずと云事は、唐の制なり、西土にて、漢の世には、諱に替て行ふべき字を豫め定しを、唐に及て斯の如く改しは、尤簡易の法、從べき事なり、是を爲字不成と云ふ、六典に見えたる、夫より以來今にいたるまで因循せり、西土に在ても、二名を偏諱せよと云る制は聞えざれど、世々偏諱せるは、其俗の禮に過たるにて、盤て學ぶべからざる事なり、皇國律令格式の設、偏に唐の制度によりて取捨せられし所なり、然るに、此闕畫の事のみ行れざるは、固より皇國の俗に從て、訓を以避よとありし故なり、それも日